

恵那市ユビキタスネットワーク（ユビキタス）利用規約

（総則）

第1条 この規約は、いつでもどこでも誰でもインターネットへ接続できる夢のあるIT環境を実現するために恵那市が無線LANにより設備したものを活用し、利用希望者に高速インターネット接続サービス（以下「提供サービス」という。）を提供することで地域情報化の推進及び新産業の創出など地域経済の活性化等をもくろみ、提供サービスの利用について規定するものです。

（範囲及び変更）

第2条 この規約は、提供サービスの利用に関し、恵那市及び利用者に適用されるものとします。

2 恵那市は適当と認める方法で利用者に通知することにより、この規約を変更することができるものとし、事前に利用者の承認を得る必要はないものとします。

（電気通信設備）

第3条 恵那市が利用に供する電気通信設備は、無線送受信機器装置を用い利用者回線の一部区間に無線を利用して高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式（以下「無線アクセス方式」という。）とします。

（無線アクセスポイント）

第4条 恵那市が無線アクセス方式により提供する無線アクセスポイントは、別表に定めるとおりとします。

（サービスの提供）

第5条 インターネット接続サービスの提供は、恵那市が別途委託する通信事業者（以下「委託事業者」という。）及び卸電気通信役務の契約を締結した通信事業者（以下「契約事業者」という。）が提供します。

（サービスの種類と内容）

第6条 恵那市がサービスを提供する無線アクセス方式は、IEEE 802.11b準拠（国内標準規格）規格をサポートし伝送方式は（2.4GHz・11Mbps）直接スペクトラム拡散方式（単信）とし、認証方式による無料及び有料のインターネット接続サービスとします。

2 無料提供サービスについては委託事業者がサービスを提供し、サービスの利用に当たりその接続について次の制限を行います。ただし、ユビキタスネットワーク（FWA）

サービス利用者が、このサービスを利用する場合の一接続に関してはこの限りではありません。

- (1) 提供サービスの期間は、利用開始希望期日の午前0時から7日間とします。
- (2) 伝送速度は1Mbpsを上限とします。
- (3) 連続接続が30分以上となる場合は、30分間隔でいったんインターネットの接続を切断します。

3 有料提供サービスについては契約事業者がサービスを提供し、別途契約事業者が定めるサービス内容及び利用規約等によるものとし、次条から第12条及び第15条の規定は適用されないものとします。

4 有料提供サービスは、サービス提供に必要な設備を恵那市が契約事業者の有償で貸与し、利用者は契約事業者との契約により契約事業者に設備利用相当額を支払うものとします。

(利用者の資格)

第7条 提供サービスを利用できる者は、事前に次条の申込みをした者とします。

(利用の申込み)

第8条 提供サービスを利用しようとするときは、あらかじめ別途定める方法により利用申込みをするものとします。

2 申込みのあった者へは、接続に関するID及びパスワードを別途定める方法により通知します。

(ID及びパスワードの管理)

第9条 利用者は、提供サービスに関して委託事業者が付与したID及びパスワードの管理責任を全面的に負うものとします。

2 利用者は、ID及びパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更及び売買等を行うことはできません。

3 利用者は、ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用等による損害の全ての責任を負うものとし、恵那市は一切の責任を負わないものとします。

4 利用者は、ID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を恵那市に連絡するとともに、恵那市からの指示があった場合はこれに従うものとします。

(権利の譲渡の禁止)

第10条 利用者は、提供サービスを受ける権利を他に譲渡することができないものとしま

す。

(資格の取消し)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、恵那市は事前に通知することなく直ちに当該利用者の資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 第15条の行為を行った場合
- (2) 利用申込み内容に虚偽があった場合
- (3) その他、本規約に違反した場合
- (4) その他、利用者として不適当と恵那市が判断した場合

(サービスの利用)

第12条 利用者は、送付のあったユビキタスネットワーク利用設定情報シートの記載事項を使用機器等に設定し提供サービスを利用するものとします。

- 2 利用者は、提供サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、恵那市に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
- 3 提供サービスの利用に関して、利用者が他の利用者若しくは第三者と紛争を生じた場合、当該利用者は自己の費用と責任で解決するものとし、恵那市に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

(提供サービスの一時的な中断)

第13条 恵那市は次に定める場合、提供サービスを一時的に中断することができるものとします。

- (1) 電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 地震、火災、停電その他の非常事態により、電気通信設備に障害が発生した場合
- (3) その他、恵那市が運営上一時的に中断することが必要となった場合
- (4) 技術的に提供サービスが困難又は不可能となった場合

2 前項により提供サービスを一時的に中断する場合、恵那市は適当と認める方法で事前に利用者に通知するものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

3 恵那市は、提供サービスの中止又は中断などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

(提供サービスの変更又は廃止)

第14条 恵那市は、提供サービスの一部又は全部を変更し、又は廃止することができるものとします。この場合、恵那市は当該変更又は廃止について、恵那市が適当と認める方

法で事前に利用者にもその旨通知するものとします。

(禁止事項、利用停止及び解約)

第15条 利用者は、次の行為を行ってはならないものとし、恵那市は利用者の行為が次の事項のいずれかに該当する場合は、事前になんらかの通知又は催告をすることなく、利用者の提供サービスの利用を一時停止又は解除することができるものとします。

- (1) 他の利用者又は第三者の著作権、その他権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシーを侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 他の利用者又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (6) 事実と異なる又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (7) 選挙運動又はこれに類似する行為
- (8) 恵那市の承認なく提供サービスを通じて又は提供サービスに関連して営利を目的とした行為又はその準備を目的とした行為
- (9) 提供サービスの運営を妨げるような行為
- (10) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等有害なプログラムを提供サービスを通じて提供する行為
- (12) この規約の定めいずれかに違反する行為
- (13) その他、法令に違反する又はそのおそれのある行為
- (14) その他、恵那市が不相当と判断する行為

(免責)

第16条 恵那市は、提供サービスの利用により利用者又は第三者に生じた損害について、一切の賠償の責を負わないものとします。

(所轄裁判所)

第17条 サービス提供に関して、利用者と恵那市との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2 協議をしても解決しない場合は、岐阜地方裁判所又は中津川簡易裁判所を第一審の専

属所轄裁判所とします。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規約は、平成16年10月25日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。(一部改正)

別表（第4条関係）

無線アクセスポイント一覧表

整理番号	基地局所在地	整理番号	基地局所在地
1	恵那市岩村町545番地 1	31	恵那市岩村町飯羽間3189番地 4 地先
2	恵那市岩村町1657番地 1	32	恵那市岩村町飯羽間3381番地29
3	恵那市岩村町1427番地	33	恵那市岩村町飯羽間2869番地 3 地先
4	恵那市岩村町739番地13	34	恵那市岩村町飯羽間2835番地 5
5	恵那市岩村町2274番地 3	35	恵那市岩村町飯羽間2940番地 8
6	恵那市岩村町1524番地	36	恵那市岩村町富田2857番地地先
7	恵那市岩村町256番地 1	37	恵那市岩村町富田1963番地
8	恵那市岩村町1667番地 3	38	恵那市岩村町富田2127番地 4
9	恵那市岩村町1770番地 1	39	恵那市岩村町富田1795番地 3 地先
10	恵那市岩村町1808番地 1	40	恵那市岩村町富田1229番地地先
11	恵那市岩村町482番地42	41	恵那市岩村町富田1478番地 2 地先
12	恵那市岩村町2046番地100	42	恵那市岩村町富田355番地 1 地先
13	恵那市岩村町1950番地 1 地先	43	恵那市岩村町富田49番地 3
14	恵那市岩村町1844番地 2	44	恵那市岩村町富田515番地
15	恵那市岩村町2697番地 3	45	恵那市岩村町富田3011番地 9 地先
16	恵那市岩村町2453番地85	46	恵那市岩村町富田726番地 1
17	恵那市岩村町2453番地30地先	47	恵那市岩村町富田1291番地 2
18	恵那市岩村町2840番地 3	48	恵那市岩村町富田1267番地 8
19	恵那市岩村町2340番地 2	49	恵那市岩村町富田1289番地 4
20	恵那市岩村町飯羽間2106番地 1 地先	50	恵那市岩村町117番地 1
21	恵那市岩村町飯羽間1784番地 3 地先	51	恵那市岩村町99番地
22	恵那市岩村町飯羽間1400番地 6	52	恵那市岩村町2360番地 5 地先
23	恵那市岩村町飯羽間1280番地地先	53	恵那市岩村町飯羽間2601番地 3 地先
24	恵那市岩村町飯羽間978番地 3 地先	54	恵那市岩村町富田1916番地 3 地先
25	恵那市岩村町飯羽間800番地 2	55	恵那市岩村町1586番地地先
26	恵那市岩村町飯羽間65番地 2	56	恵那市岩村町792番地 5 地先
27	恵那市岩村町飯羽間3637番地 7	57	恵那市岩村町303番地地先
28	恵那市岩村町飯羽間3665番地 4	58	恵那市岩村町246番地地先
29	恵那市岩村町飯羽間3573番地 1 地先	59	恵那市岩村町374番地地先
30	恵那市岩村町飯羽間1999番地 2		